

恩給法による恩給改定率の改定等に関する 政令の一部を改正する政令の概要

1 政令の趣旨

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成20年政令第120号）は、恩給法（大正12年法律第48号）第65条第2項に規定する恩給改定率について定めるものである。今般、平成27年度における恩給年額の改定率を定める必要があることから、同法第66条第4項に基づき、同令の一部を改正する。

2 政令の内容

平成27年度における恩給改定率を0.978に改める。
(平成26年度：0.976)

3 施行期日

平成27年4月1日